

防災訓練実施結果報告書

原子力規制委員会 殿

令 0 7 原機（峠） 1 4 2
令和 8 年 3 月 3 1 日

報告者
住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1
氏名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範 （公印省略）

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 1 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1 5 5 0 番地		
防災訓練実施年月日 防災訓練のために 想定した原子力 災害の概要	令和 7 年 1 0 月 3 1 日 （第 1 部訓練） 地震の発生及び核燃料 物質加工施設における 汚染を起因とし、警戒 事態相当の事象（放射 性物質の放出のおそ れ）を想定	令和 7 年 1 0 月 3 1 日 （第 2 部訓練） 地震の発生及び核燃料 物質加工施設における 火災を起因とし、放射 性物質の放出により原 子力災害対策特別措置 法第 15 条事象に至る 原子力災害を想定	令和 7 年 1 1 月 1 3 日 地震の発生及び核燃料 物質加工施設における 火災を起因とし、放射 性物質の放出により原 子力災害対策特別措置 法第 15 条事象に至る 原子力災害を想定
防災訓練の項目 防災訓練の内容	総合防災訓練 ※以下の個別訓練を組 み合わせて実施 ・要員招集訓練 ・通報連絡訓練 ・緊急時環境モニタリ ング訓練	総合防災訓練 ※以下の個別訓練を組 み合わせて実施 ・通報連絡訓練	個別訓練 その他の訓練 ・原子力事業所災害対 策支援拠点との連携 訓練
防災訓練の結果の概要 今後の原子力災害 対策に向けた改善点	別紙 1 のとおり	別紙 1 のとおり	別紙 2 のとおり

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

防災訓練の結果の概要（総合防災訓練）

本訓練は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター原子力事業者防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）に基づき実施した。

また、訓練実施方法は2部制とし、第1部においては、現実的なシナリオに基づき「事象発生時の現場対応能力の検証」を主眼に実施し、第2部においては、現場の実働を行わず、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条事象及び第15条事象発生時の「通報連絡能力の検証」を主眼に現地対策本部での対応を確認した。

1. 訓練目的

本訓練では、原子力防災中期計画に基づき、原災法の対象施設における緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）事象の発生を想定し、国、自治体等へ正確に情報提供等を行えるよう対応の習熟を図るとともに、前年度から改善を図った事項の有効性を確認することを目的とした。

2. 達成目標

（1） 現地対策本部

- ① 現地対策本部は「事象進展対策シート」を用いて、視覚情報により最悪の事態の想定を含めたタイムリーな情報提供ができること。【第2部訓練】
- ② 現地対策本部又は現場対応班は、EAL 事象の他に自然災害が発生しても適切に対応できること。【第1部訓練】
- ③ 前年度訓練の課題に対する改善策が有効に機能していること。【第1部訓練】及び【第2部訓練】

（2） 機構対策本部

- ① 機構対策本部の ERC 対応ブースの統括者及び発話者の対応について習熟が図れること。【第1部訓練】
- ② 現地対策本部との地上通信回線が不調により使用できない状況においても、代替措置により情報共有を継続するとともに、現地対策本部の支援ができること。【第2部訓練】
- ③ 前年度訓練の課題に対する改善策が有効に機能していること。【第1部訓練】

3. 主な検証項目

達成目標を踏まえ、以下の検証項目を設定する。

（1） 現地対策本部

- ① 現地対策本部及び現場対応班は、応急措置のステップ毎に作業開始及び終了に関する情報を「事象進展対策シート」を用いて、視覚情報により最悪の事態の想定を含めた情報提供ができること。【第2部訓練】
- ② 現地対策本部又は現場対応班は、EAL 事象の他に自然災害が発生した場合においても緊急時対応を適切に実施できること。【第1部訓練】

- ③ 前年度訓練の課題に対する改善策が有効に機能すること。【第1部訓練】 【第2部訓練】
- (2) 機構対策本部
- ① 機構対策本部 ERC ブースの統括者及び発話者が連携し、「発話ポイント」を意識した ERC との情報共有ができること。【第1部訓練】
- ② 現地対策本部との地上通信回線が不調により使用できない状況においても、衛星電話及び無線機により情報共有を継続するとともに、原災法第10条に基づく通報連絡を機構対策本部が代行できること。【第2部訓練】
- ③ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。【第1部訓練】

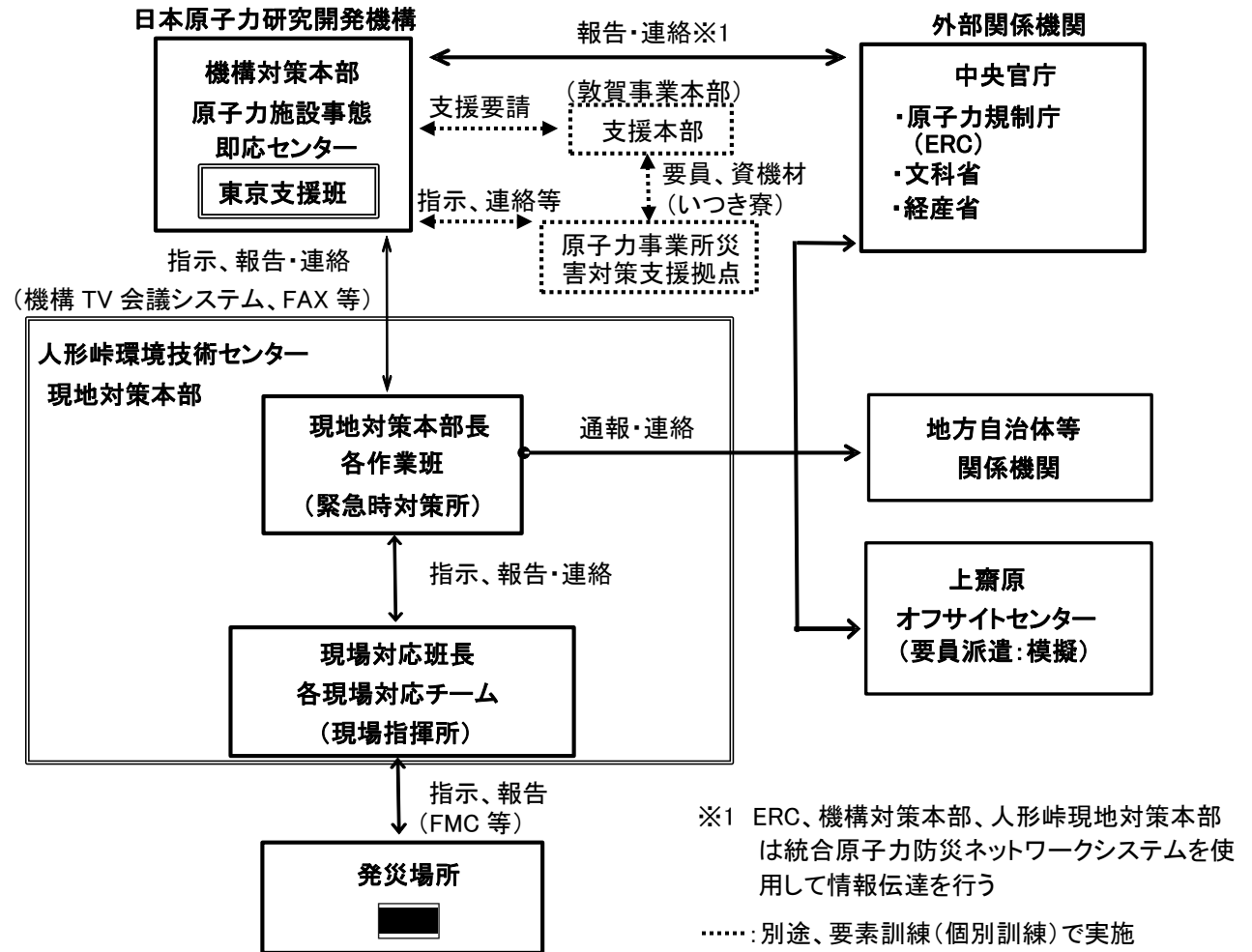
4. 実施日時及び対象施設

- (1) 実施日時
- 第1部訓練：令和7年10月31日（金） 10時00分～11時55分
- 第2部訓練：令和7年10月31日（金） 13時30分～15時00分
- (2) 対象施設
- ウラン濃縮原型プラント（以下「DP」という。）

5. 実施体制、評価方法及び参加者

- (1) 実施体制
- 次頁に「図-1 実施体制図」を示す。
- (2) 評価方法
- 評価のためのチェックリストを作成して活用した。
 - 外部機関の有識者とともに、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）及びセンター外の拠点から選出された訓練モニタにより、第三者の視点から問題点の抽出を図った。また、現場実働訓練の評価として、現場対応班長及び現場作業員の活動状況を評価するため、各モニタ箇所に2名以上の訓練モニタ（以下「訓練評価者」という。）を配置した。訓練評価者のうち1名はセンターの現地対策本部を構成する現場対応班に3年以上属している者から選出した。
 - 訓練参加者による反省会等を通して実施状況を評価した。
- (3) 参加者
- 【第1部訓練】
- | | |
|--------------------------------|--------|
| ○参加人数 | : 282名 |
| ＜内訳＞ | |
| ・センター緊急時対策所 | : 52名 |
| ・センター現場指揮所及び現場作業員 | : 137名 |
| ・機構対策本部 | : 29名 |
| ・リエゾン | : 3名 |
| ○訓練評価者 | |
| ・外部機関の有識者及びセンター外の拠点から選出した訓練モニタ | : 5名 |
| ・センターから選出した訓練評価者（現場実働訓練の評価） | : 4名 |
| ○その他（人員点呼のみ参加した従業員等） | : 52名 |
- 【第2部訓練】
- | | |
|-------------------------|-------|
| ○参加人数 | : 70名 |
| ＜内訳＞ | |
| ・センター現地対策本部 | : 51名 |
| ・機構対策本部 | : 14名 |
| ○訓練評価者（訓練モニタ及び外部機関の有識者） | : 5名 |

【第1部訓練】



【第2部訓練】

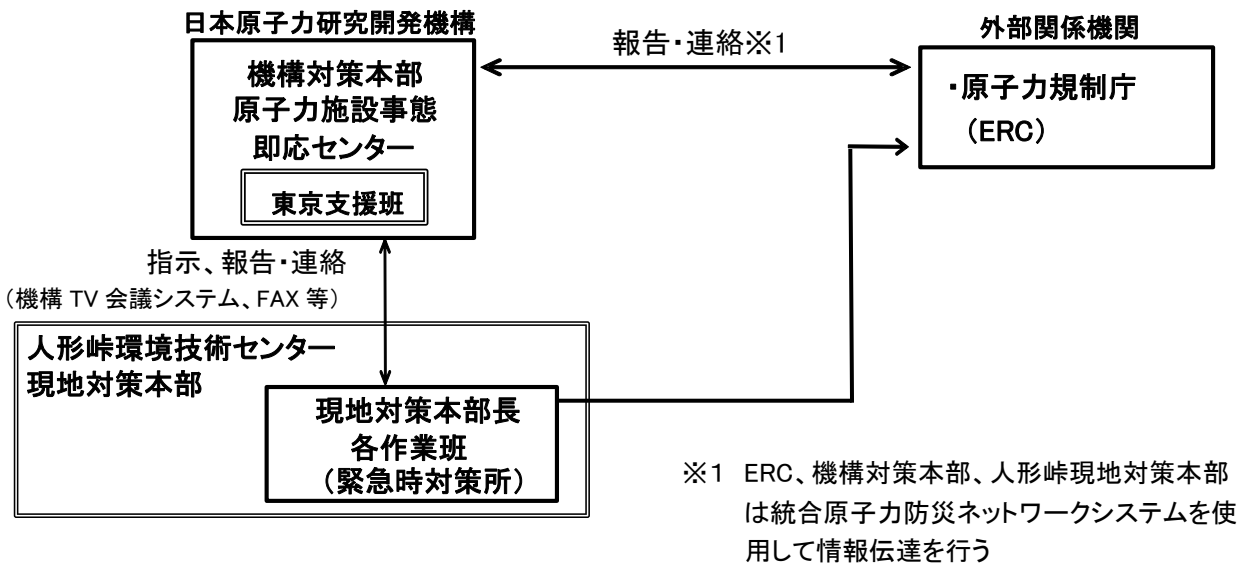


図-1 実施体制図

6. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

6. 1 第1部訓練

警戒事態（以下「AL」という。）に該当する地震発生を起因とし、DP []において運搬中の使用済 NaF ドラム缶が転倒し、怪我人の発生、ドラム缶内容物飛散による汚染事象の発生、当該室の外壁損傷による負圧異常警報の発報。さらに2回目の地震発生に伴う土砂災害発生によりセンターに通じる主要道路及びセンター構内道路の利用が阻害されることを想定した。

(1) 前提条件

・ DP []

使用済 NaF ドラム缶詰替え作業準備中（運搬中）

(2) 事象概要

★：訓練時にコントローラーから状況を付与

時 刻	内 容
10:00	【AL<地震発生（鏡野町・三朝町で震度 6 弱）>】 ★現地対策本部長及び通報連絡班長はセンター不在
10:02	・ 作業員 A、B が DP [] で使用済 NaF ドラム缶を運搬中、地震発生によりドラム缶が転倒し、作業員 A は右足首を負傷（骨折のおそれ及びショック症状有外傷と出血なし）同時にドラム缶内容物が飛散し、衣服に放射性物質が付着（[] 汚染及び作業員 A は身体汚染、内部汚染の可能性）
10:04	・ 負傷者発生、119 番通報
10:13	・ DP 中央操作室で警報発報
10:16	・ DP [] 外壁に、高さ 1.5m 位置に長さ 1.5m×幅 2cm の亀裂を確認 外側から内側が見える状態
10:20	・ [] の負圧異常に伴い、給排気設備の自動停止 外壁のき裂箇所から環境中に放射性物質が漏れいするおそれが発生 ・ 現地対策本部長は、安全管理班長にモニタリングカーの出動指示 (製錬転換施設駐車場への移動開始)
10:25	・ サーベイの結果、負傷者含め、作業員 2 名に身体汚染を確認
10:27	・ 現地対策本部より異常時対応計画書の作成を指示
10:30	・ 2 回目の地震発生（鏡野町・三朝町 震度 5 弱）震源地 鳥取県中部 M5.5 ・ モニタリングカーにて製錬転換施設駐車場における空間線量率を測定開始。 測定値は異常なし。
10:33	DP 補機室確認の結果、[] 排気系ダンパー作動用の圧縮空気流量調整弁が破損
10:35	・ 作業員 2 名の身体サーベイ、鼻スミヤ結果は汚染なし
10:40	・ 異常時対応計画に基づく作業実施を指示
10:41	・ 公設消防救急車が土砂崩れの影響でセンターにアクセスできないため、ドクターヘリによる負傷者搬送に変更。（着陸場所は構内グラウンド）
10:48	・ 負傷者をモニタ室より搬出し、センター救急車に収容
10:52	・ DP へのアクセス道路において倒木発生。車の通行不可
10:55	・ DP へのアクセス道路の倒木撤去完了
10:57	・ 現地対策本部にて DP [] 亀裂補修に関する異常時対応計画書承認
11:01	・ DP 待機中のセンター救急車がグラウンドへ出発
11:04	・ 外壁補修作業者の装備装着完了に伴い、シート養生を開始
11:05	・ ドクターヘリがグラウンドに到着し、負傷者 1 名及び看護師他 1 名を乗せ外部医療機関に出発
11:09	・ DP 現場対応班による異常時対応計画作業（NaF 回収）説明
11:12	・ ドクターヘリが外部医療機関に到着、診察開始
11:14	・ 現地対策本部にて流量調整弁の補修に関する異常時対応計画書承認

11:15	・ DP にて圧空流調弁導管補修作業を開始
11:15	・ 現地対策本部にて NaF 回収に関する異常時対応計画書承認
11:17	・ 外壁補修作業終了
11:19	・ 外部医療機関における負傷者の診察結果：右足首の剥離骨折 ・ 処置はギプス固定入院・休業なし 全治 1 か月
11:20	・ 外壁補修作業における作業員身体サーベイ及び外壁作業箇所サーベイ結果： 検出下限値以下
11:24	圧空流調弁導管補修作業完了
11:28	・ 排気設備の再運転作業を開始 ・ 異常時対応計画に基づく作業（NaF 回収）実施を指示
11:33	・ 検知管で作業場所の HF 濃度を確認
11:37	・ シートの養生完了
11:40	・ 安管チームによる [] サーベイ、鼻スミヤ結果： ・ 11:34 発災箇所： α 3.5Bq/cm ² 、 β γ 9.1Bq/cm ²
11:45	[] 作業員、GH への退避完了 給排気運転開始
11:47	・ 給排気設備立上げ完了と共に負圧が正常に戻る
11:51	・ NaF 回収作業を開始
11:53	・ NaF 回収作業完了 ・ [] 内の除染及びサーベイ完了 サーベイ結果：検出下限値未満を確認
11:54	・ 各作業員の身体サーベイ結果：異常なし
11:55	【訓練終了】

6. 2 第 2 部訓練

[] において UF₆を充填した 30B シリンダの落下によるシリンダバルブの破損及びシリンダ付近での火災発生に伴い、放射性物質の放出による施設敷地緊急事態（以下「SE」という。）及び全面緊急事態（以下「GE」という。）に進展する原子力災害を想定した。

(1) 前提条件

・ []

シリンダ表面の酸化物除去及び塗装作業を実施中。

(2) 事象概要

●：訓練開始前に発生した事象（プレーヤーには訓練開始前に発生する事象を事前に付与）

★：訓練時にコントローラーから状況を付与

時 刻	内 容
(13:00)	●【AL<地震発生（鏡野町で震度 6 弱）>】 ●30B シリンダが落下
(13:05)	●[] で火災発生 作業員は初期消火を行うが、火の勢いが強いため初期消火を断念し、屋外へ退避 ・ シリンダ口金部の破損確認、UF ₆ が漏洩する可能性がある ・ 現地対策本部長は、警備・消防対応班長に消防班の出動指示
(13:10)	●[] 屋上から黒煙の発生を確認 ・ 現地対策本部長は、安全管理班長にモニタリングカー出動指示 ・ 現地対策本部長は DP 現場対応班に、異常時対応計画書の検討・作成を指示
(13:15)	●消防班出動（消防車庫に集合し、出動準備を開始）
(13:20)	●安全管理班は製錬駐車場においてモニタリングカーによる空气中放射性物質濃度測定を開始
(13:25)	●消防班消火活動開始
(13:26)	●通信会社基地局設置の機器の一部に通信不良が発生 統合原子力防災ネットワーク回線、機構 TV 会議システム回線及び FMC 携帯回線、FAX 回線が使用不可 ・ 機構対策本部（ERC ブース）と規制庁 ERC は通信可能 機構本部の FAX 回線

	は異常なし
13:30	【訓練開始】 ・モニタリングカーによる環境モニタリングで空气中放射性物質濃度（全α線） $2.50 \times 10^{-5} \text{Bq/cm}^3$ を検出 13:40頃 SE05 到達見込み
13:40	【モニタリングカーによる空气中放射性物質濃度： $1.0 \times 10^{-5} \text{Bq/cm}^3$ 検出 SE05<火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出>を現地対策本部長が判断】機構対策本部に10条通報の代送を依頼 ・現地対策本部長により上齋原オフサイトセンターへ要員4名の派遣を指示 ・現地対策本部長から機構対策本部に原子力事業者災害対策支援本部からの支援を要請 ・現地対策本部長から警備・消防対応班長に原子力事業者災害対策支援拠点（いつき寮）へ支援要員の受入準備を指示
13:45	・化学消防車によるシリンダの泡消火、多機能型消防車による建屋冷却のための放水を開始
13:51	・センター内通信システム機能復旧
13:55	・【モニタリングカーによる空气中放射性物質濃度： $1.0 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$ 検出 GE05<火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出>を現地対策本部長が判断】
14:00	★異常時対応計画書（シリンダ冷却、木栓打込み、屋上の亀裂部養生）に基づいた作業準備開始
14:01	★消防班により火災の鎮静化を確認
14:02	★公設消防が正門到着 発災現場に誘導後、半面マスクを着用して発災現場（ XXXXXXXXXX ）へ誘導
14:03	★公設消防による鎮火確認
14:05	★現場対応班により UF ₆ 漏えい停止のための異常時対応計画書（シリンダ冷却、木栓打込み）に基づく作業開始 ★現場対応班により XXXXXXXXXX の屋上の亀裂部を養生するための異常時対応計画書（屋上亀裂養生）作業開始
14:08	★現場対応班により UF ₆ 漏えい停止及び XXXXXXXXXX 屋上の亀裂部養生のための異常時対応計画書に基づく作業終了
14:20	★モニタリングカーの環境モニタリングにより空气中放射性物質濃度が通常時の水準まで低下したことを確認
14:24	【訓練終了】

7. 防災訓練の項目

総合防災訓練

8. 防災訓練の内容

防災業務計画に基づき、現地対策本部、機構対策本部との合同による総合防災訓練を実施した。なお、訓練はシナリオ非提示型訓練として実施した。

8. 1 第1部訓練

(1) 現地対策本部における訓練

- ① 要員招集訓練
- ② 通報連絡訓練
- ③ 緊急時環境モニタリング訓練
- ④ 現地対策本部内における情報共有訓練
- ⑤ 現地対策本部と機構対策本部との情報共有訓練
- ⑥ 応急措置訓練
- ⑦ 自然災害対応訓練

- ⑧ その他の訓練
- (2) 機構対策本部における訓練
 - ① 機構内及び ERC との情報共有訓練

8. 2 第2部訓練

- (1) 現地対策本部における訓練
 - ① 通報連絡訓練
 - ② 現地対策本部内における情報共有訓練
 - ③ 現地対策本部と機構対策本部との情報共有訓練
 - ④ 広報対応訓練
- (2) 機構対策本部における訓練
 - ① 機構内及び ERC との情報共有訓練

9. 訓練結果の概要及び個別評価

各訓練の実施内容及び評価は以下のとおり。

9. 1 第1部訓練

- (1) 現地対策本部における訓練
 - ① 要員招集訓練

<実施内容>

現地対策本部長は、震度6弱の地震情報を受け保安全管理課長に指示して現地対策本部構成員を招集し、現地対策本部を設置した。現場対応班長は、班員を招集して現場対応班を編成し現場指揮所（DP A会議室及び濃縮工学施設応接室）を設置した。

<評価>

現地対策本部長及び現場対応班長は、地震発生後直ちに「事故対策規則」、「緊急時対応マニュアル」及び「現場対応班活動マニュアル」に基づき、現地対策本部構成員を招集し、現地対策本部を設置できたことから適切に対応できたと評価する。

② 通報連絡訓練

<実施内容>

(ア) 連絡責任者は、発生した地震情報及び事故等発見者からの通報内容を整理して「地震発生時に伴う連絡事項について」及び「事故等発生連絡票」の通報文を作成し、ERCを含む関係箇所に通報文（通算第1報）をFAXにより15分以内に発信するとともに、連絡補助者を介して発信先への通報文の着信確認を実施した。

(イ) 現地対策本部通報連絡班は、各作業班からの情報を整理して続報「警戒事態該当事象発生後の経過連絡」等の通報文を作成し、ERCを含む関係箇所に通報文（通算第2報以降）をFAXにより30分以内を目安に発信するとともに、発信先への通報文の着信確認を実施した。

EAL等の事象発生からERCに通報文を発信するまでの時間を表1に、通算第1報以降の通報文（続報）の発信間隔を表2に示す。

表1 通報文（事象発生後）の発信までの所要時間

EAL 等	事象・発信資料	EAL 等の 発生時刻	ERC に FAX を 発信した 時刻	所要 時間 (分)
AL、事 故トラ ブル発 生	鏡野町・三朝町震度 6 弱／警戒事態該当事象発生連絡 (通算第 1 報)	10:00	10:14	14

表2 通報文（続報）の発信間隔（AL 該当事象発生後の経過連絡）

事象・発信資料	ERC に FAX を 発信した 時刻	発信 間隔 (分)
施設の被害状況（警報確認）、放射線状況／警戒事態該当事象発生後の経過連絡 (通算第 2 報)	10:35	15
地震発生（震度 5 弱）、施設の被害状況／警戒事態該当事象発生後の経過連絡 負傷者の身体サーベイ及び鼻スミヤ結果、放射線状況／事故等発生連絡 (通算第 3 報)	11:01	26
施設点検結果／警戒事態該当事象発生後の経過連絡 負傷者の外部医療機関への搬送（ドクターヘリ）、放射線状況／事故等発生連絡 (通算第 4 報)	11:25	24
建屋亀裂箇所の応急措置完了／警戒事態該当事象発生後の経過連絡 負傷者の外部医療機関への搬送完了、診察結果、放射線状況／事故等発生連絡 (通算第 5 報)	12:02	37

<評価>

(ア) 連絡責任者は、「緊急時対応マニュアル」等に基づき、地震発生に関する通報文（第 1 報）及び事故・トラブルの発生に関する通報文を 15 分以内に発信し、通報連絡先への着信確認を実施することができた。

(イ) 現地対策本部通報連絡班は、続報「警戒事態該当事象発生後の経過連絡」を 30 分以内毎（目安）に発信し、通報連絡先への着信確認を実施することができた。

なお、通算第 1 報（事故等発生連絡票）の記載において、状況欄の発生時刻の誤記が発生したが、続報で訂正し正しい時刻の情報を共有した。以上のことから概ね適切に対応できたと評価するが、以下の問題点を抽出したため、改善を行う。

・問題点①

連絡責任者が作成・発信した通算第 1 報（事故等発生連絡票（第 1 報））の記載内容の 5. 状況（発生時刻）について、誤記が発生した。【12. (1) 問題点①】

③ 緊急時環境モニタリング訓練

<実施内容>

(ア) 現地対策本部長は、DP [] における汚染事象の発生、当該室の外壁損傷に伴う負圧異常警報の発報を受け、安全管理班長に対して排気モニタ、モニタリングポスト（以下「MP」という。）及びモニタリングステーション（以下「MS」という。）の指示値の監視やモニタリングカーによる環境モニタリングを指示した。

(イ) 安全管理班員は、排気モニタ、MP、MS の指示値の監視及びモニタリングカーによる環

境モニタリングを実施し、測定結果を定期的に現地対策本部に報告した。

<評価>

安全管理班は、緊急時環境モニタリングを実施し、測定結果を定期的（10分を目安）に現地対策本部へ報告できたことから適切に対応できたと評価する。

④ 現地対策本部内における情報共有訓練

<実施内容>

- (ア) 現地対策本部と現場指揮所の間では、機構TV会議システム及び書画装置等を活用し、現場指揮所で作成した「事象進展対策シート」や図面等の情報共有、応急措置作業に係る指示・命令・報告を行った。
- (イ) 現地対策本部が収集した情報（通報文、時系列や緊急時環境モニタリング状況等の報告）は、現地対策本部の各作業班及びERCブースに配置した機構TV会議システムの専用PCによりERCブース担当者にタイムリーに共有を行った。また、現地対策本部ERC対応ブース担当者は、ERCからの問い合わせに対し、適時、現地対策本部に情報共有を行った。

<評価>

- (ア) 現地対策本部と現場指揮所の間では、機構TV会議システム及び書画装置等を活用し、事象進展に伴う現場情報の共有及び応急措置作業に係る指示・命令・報告をすることによって、円滑な事故対応をすることができた。
- (イ) 現地対策本部が収集した情報は、現地対策本部の各作業班及びERCブースに配置した機構TV会議システムの専用PCによりERCブース担当者にタイムリーに共有することができた。また、現地対策本部ERC対応ブース担当者は、ERCからの問い合わせに対し、適時、現地対策本部に情報共有を行った。

以上のことから現地対策本部内における情報共有が適切に対応できたと評価するが、以下の問題点を抽出したため、改善を行う。

・問題点②

事象案件に係る処置事項（発災事象に係る応急措置、問い合わせなど）が集中すると、現場指揮所の指揮を取る現場対応班長の負担が圧迫され、主に現場内容の確認、設備点検、QAへの対応等が円滑に運営できない状態となっていた。【12. (1)問題点②】

⑤ 現地対策本部と機構対策本部との情報共有訓練

<実施内容>

- (ア) 現地対策本部と機構対策本部の間では、機構TV会議システム及び書画装置等を活用し、現場指揮所で作成した「事象進展対策シート」や図面等の情報共有、応急措置作業に係る指示・命令・報告を行った。
- (イ) 現地対策本部ERC対応ブース担当者は、機構対策本部からERCへの情報共有の際、情報の補足説明や問い合わせ対応を行い、情報共有を支援した。

<評価>

- (ア) 現地対策本部と機構対策本部の間では、機構TV会議システム及び書画装置等を活用し、現場指揮所で作成した「事象進展対策シート」や図面等の情報共有、応急措置作業に係る指示・命令・報告をすることによって、円滑な事故対応することができた。
- (イ) 現地対策本部ERC対応ブース担当者は、機構対策本部からERCへの情報共有の際、情報の補足説明や問い合わせ対応を行い、情報共有を支援することによって、円滑な事故対応することができた。

以上のことから現地対策本部と機構対策本部間における情報共有が適切に対応できたと評

価する。

⑥ 応急措置訓練

<実施内容>

本訓練では現場対応能力向上のために、現場対応班による建屋外壁き裂箇所の養生、使用済みNaF回収作業、不具合部品（圧空流調弁）の補修作業を実働で実施した。

※ なお、汚染拡大防止に係る現場実働訓練の評価対象は上記のうち、建屋外壁き裂箇所の養生及び不具合部品（圧空流調弁）の補修の2作業とした。

- (ア) 現地対策本部長は、事象の収束に向けた対応方針（放射性物質外部漏えい防止）をタイムリーに判断し、進展に対する災害応急活動（①建屋外への漏えい防止、②汚染拡大防止、③給排気設備復旧）を現場対応班長に指示した。自然事象発生時には、退避及び点呼等の安全確保に係る指示も適時に実施した。
- (イ) 現場対応班長は、現場から収集した情報や放射線状況から災害応急活動（①建屋外への漏えい防止として建屋外壁き裂箇所の養生作業、②汚染拡大防止として使用済みNaF回収作業、③給排気設備復旧として不具合部品（圧空流調弁）の補修作業）に係る異常時対応計画書の作成を現場対応班員に指示した。指示、説明は、現場要員全員に聞こえる声で5W1Hを用いて明確に伝達した。リソース（要員・資機材）は、想定される対応作業の内容に応じて柔軟に調整した。作業環境に応じ、適切な防護装備の着用指示を行った。現場対応班長は、異常時対応計画書の現地対策本部長の承認を得たうえで、現場対応班員に異常時対応を指示した。現場対応班員は、現地対策本部長が承認した異常時対応計画書に基づき、災害応急活動を行った。
- (ウ) 現場要員は、指示・命令を正確に理解し、共同作業者等との密なコミュニケーションのもと、リソースの状況を確認・共有しながら作業を実施した。作業計画で定めた防護装備の装着及び安全行動を遵守した。
- (エ) 現場対応班長及び現場作業員は、DP[]の負圧警報：DP[]系の給排気設備停止に対し、原因を排気ダンパーの作動不良と特定。不具合箇所（圧縮空気流量調整弁の破損）の復旧に向け、異常時対応計画書を速やかに策定し、現地対策本部の承認を得て、安全かつ速やかに復旧作業を実施した。

<評価>

- (ア) 現地対策本部長は、事象の収束に向けた対応方針をタイムリーに判断し、現場対応班に立案させ承認した「事象進展対策シート」及び「異常時対応計画書」に基づき、進展に対する災害応急活動を現場対応班長に指示することができた。
- (イ) 現場対応班長は、5W1Hによる明確な伝達、リソースの柔軟な配分、作業環境に応じた防護装備の着用指示等により、現場要員を適切に指揮した。事象の収束に向けた対応方針を踏まえた「事象進展対策シート」及び「異常時対応計画書」に基づき、災害応急活動を完了させることができた。
- (ウ) 現場要員は、現場対応班長からの指示・命令を正確に理解し、共同作業者等との密なコミュニケーションのもと、リソースの状況を確認・共有しながら作業を実施することができた。また、作業計画で定めた防護装備の装着及び安全行動を遵守することができた。
- (エ) 現場対応班長及び現場作業員は、判断を迷わせるマルファンクションに対し、現場対応班長の下、原因を特定し安全且つ速やかに復旧作業を完了させた。

以上のことから発生した異常事象の応急措置が適切に対応できたと評価する。

⑦ 自然災害対応訓練

<実施内容>

- (ア) 現地対策本部及び現場対応班は、自然災害の情報（2回の地震発生）に対し、機器及び設備等への影響の調査、状況の監視を行い、把握した状況（点検結果）を機構内に情報共有するとともに関係機関へ報告を行った。
- (イ) 現地対策本部及び現場対応班は、構外の地震による土砂災害（地滑り）情報を収集し、センターへの交通道路等に及ぼす影響を評価した。負傷者の救急搬送では、センター構外の土砂災害により公設消防の救急車が通行不可となったため、変更された搬送方法（ドクターヘリ）の対応（センター構内着陸可能場所の選定）を実施した。また、センター構内における緊急用資機材の運搬では、構内主要道路付近で発生した倒木事象（車両通行不可）の対処（撤去）を行った。

<評価>

- (ア) 現地対策本部及び現場対応班は、「地震発生時の点検及び通報連絡について」に基づき、発生した地震の影響を適時機構内に情報共有するとともに関係機関へ報告することができた。
- (イ) 現地対策本部及び現場対応班は、収集した自然災害の情報（構外の地滑り、構内の倒木）がセンターに及ぼす影響を評価し、その対処（負傷者の搬送方法の変更、倒木撤去）をすることができた。

以上のことから発生した自然災害について適切に対応できたと評価する。

⑧ その他の訓練

<実施内容>

現地対策本部では、地震発生直後、主要な要員（現地対策本部長、通報連絡班長）が不在（30分程度）であったため、代理者が指揮を執り活動を行った。

<評価>

現地対策本部では、地震発生直後一時的に主要な要員（現地対策本部長、通報連絡班長）の不在が生じた場合でも、代理者がその役割を代行し、初期対応や現地対策本部の機能を維持することができた。

以上のことから主要な要員の不在時における事故対応について、適切に対応できたと評価する。

(2) 機構対策本部における訓練

① 機構内及びERCとの情報共有訓練

<実施内容>

- (ア) 機構対策本部ERC対応ブースは、現地対策本部が発信した情報（機構TV会議システムでの発話内容（ブリーフィング情報含む。）及び書画装置や共有フォルダを用いて共有した「事象進展対策シート」等の視覚情報）を基に、発生事象、収束対応戦略等に関する内容を収集した。更に、機構対策本部ERC対応ブースの統括者は、情報収集担当者に指示し、ERCに対して提供すべき情報をホットラインによって収集した。
- (イ) 機構対策本部ERC対応ブースの統括者は、収集した情報を確認し、発話者に対してERCへ提供すべき事項を指示した。機構対策本部ERC対応ブースの発話者は、書画装置により視覚情報を活用した上で、発生事象、収束対応戦略等に関する情報をERCに対して提供した。

<評価>

- (ア) 機構対策本部は、「原子力規制庁緊急時対応センターとの接続時対応マニュアル」（以下「ERC対応マニュアル」という。）に基づき、現地対策本部から発生事象等に関する情報を機構TV会議システムやホットライン等を活用することによって収集することができた。
- (イ) 機構対策本部ERC対応ブースは、「ERC対応マニュアル」に基づき、「発話ポイント」を意識して発生事象、収束対応戦略等の情報をERCへ視覚的に分かりやすく共有することができた。

9. 2 第2部訓練

(1) 現地対策本部における訓練

① 通報連絡訓練

<実施内容>

- (ア) 現地対策本部通報連絡班は、特定事象発生時に現地対策本部内で収集及び整理した情報（EAL 事象の発生状況等）を用いて通報文を作成し、現地対策本部長による判断時刻から15 分以内に特定事象発生通報を発信し、通報連絡先への着信確認を実施した。
- (イ) 現地対策本部通報連絡班は、続報「応急措置の概要報告」を30分以内毎（目安）に発信し、通報連絡先への着信確認を実施した。
- (ウ) 現地対策本部、現場指揮所及び機構対策本部で、センターの統合原子力防災ネットワーク回線、機構TV会議システム回線及びFAX 回線が不調により使用できない状況においても、衛星電話及び無線機を用いて機構内の情報共有を行い、機構対策本部からERC への報告や通報文のFAX 送信等を実施した。

現地対策本部長によるEAL事象の判断時刻からERCに通報文を発信するまでの所要時間を表3に、通報文（続報）の発信間隔を表4にそれぞれ示す。

表3 通報文（事象発生後）の発信までの所要時間

EAL 等	事象・発信資料	現地対策本部長によるEAL 事象の判断時刻	ERC にFAX を発信した時刻	所要時間（分）
SE05	■■■■■■■■■■ 屋上亀裂部からUF₆が放出されたことにより、空气中放射性物質濃度が、センター敷地内でSEの判断基準に達したことを確認 ・特定事象発生通報（第10条通報／第10条事象発生） （通算第1報）	13:40	13:45 （機構対策本部から発信）	5
GE05	■■■■■■■■■■ 屋上亀裂部からUF₆が放出されたことにより、空气中放射性物質濃度が、センター敷地内でGEの判断基準に達したことを確認 ・特定事象発生通報（第10条通報／第15条事象発生） （通算第2報）	13:55	14:05	10

表4 通報文（続報）の発信間隔（応急措置の概要報告）

事象・発信資料	ERCにFAXを発信した時刻	発信間隔（分）
公設消防による鎮火確認、放射線状況、今後の見通し ・ 応急措置の概要報告（第25条報告） (通算第3報)	14:16	11

<評価>

- (ア) 現地対策本部通報連絡班は、特定事象発生時に現地対策本部内で収集及び整理した情報（EAL 事象の発生状況等）を用いて通報文を作成し、現地対策本部長による判断時刻から15 分以内に特定事象発生通報を発信し、通報連絡先への着信確認を実施することができた。
- (イ) 現地対策本部通報連絡班は、続報「応急措置の概要報告」を30分以内毎（目安）に発信し、通報連絡先への着信確認を実施することができた。
- (ウ) 現地対策本部、現場指揮所及び機構対策本部で、センターの統合原子力防災ネットワーク回線、機構TV会議システム回線及びFAX 回線が不調により使用できない状況においても、衛星電話及び無線機を用いて機構内の情報共有を行い、機構対策本部からERC への報告や通報文のFAX 送信等ができた。

以上のことから原子力災害発生時の機構外へ通報文による通報連絡が適切に対応できたと評価する

② 現地対策本部内における情報共有訓練

<実施内容>

- (ア) 現地対策本部と現場指揮所の間では、機構TV会議システム及び書画装置等を活用し、「発生事象状況確認シート」及び「事象進展対策シート」並びに図面等の情報共有、応急措置作業に係る指示・命令・報告を行った。
- (イ) 現地対策本部長は、事故発生時の気象情報（風向）を踏まえ、DP発災現場風下の製錬転換施設駐車場に配置したモニタリングカーによる環境モニタリングの結果、空气中放射性物質濃度がEALの判断基準に達したことを「発生事象状況確認シート」により確認し、SE05、GE05に達したことを宣言した。
- (ウ) 現地対策本部と現場指揮所の間で、センターのネットワーク回線、機構TV会議システム回線及びFAX回線が不調により使用できない状況においても、無線機を用いて現地対策本部内の情報共有を行った。

<評価>

- (ア) 現地対策本部と現場指揮所の間では、機構TV会議システム及び書画装置等を活用し、「発生事象状況確認シート」及び「事象進展対策シート」並びに図面等の情報共有、応急措置作業に係る指示・命令・報告をすることによって、円滑な事故対応をすることができた。
- (イ) 現地対策本部長は、製錬転換施設駐車場に配置したモニタリングカーによる環境モニタリングの結果、空气中放射性物質濃度がEALの判断基準に達したことを「発生事象状況確認シート」により確認し、EAL 事象（SE05、GE05）を判断することができた。
- (ウ) 現地対策本部と現場指揮所の間で、センターのネットワーク回線、機構TV会議システム回線及びFAX回線が不調により使用できない状況においても、無線機を用いて現地対策本部内の情報共有を行うことによって、円滑な事故対応をすることができた。

以上のことから現地対策本部内における情報共有について、適切な対応がとれたと評価する。

③ 現地対策本部と機構対策本部との情報共有訓練

<実施内容>

- (ア) 現地対策本部内では、応急措置のステップの都度、作業開始・終了に関する情報を「事象進展対策シート」を用いて共有した。
- (イ) 現地対策本部情報専任者及び現場対応班情報専任者は、機構TV会議システム及び書画装置等を活用し、発生した事象を「発生事象状況確認シート」及び「事象進展対策シート」並びに図面等で整理して、機構対策本部に情報共有した。
- (ウ) 現地対策本部、現場指揮所及び機構対策本部で、センターの統合原子力防災ネットワーク回線、機構TV会議システム回線及びFAX回線が不調により使用できない状況においても、衛星電話及び無線機を用いて機構内の情報共有を行い、機構対策本部からERCへの報告や通報文のFAX 送信を行った。

<評価>

- (ア) 現地対策本部内では、応急措置のステップの都度、作業開始・終了に関する情報を「事象進展対策シート」を用いて共有できた。
- (イ) 現地対策本部情報専任者及び現場対応班情報専任者は、機構TV会議システム及び書画装置等を活用し、発生した事象を「発生事象状況確認シート」及び「事象進展対策シート」並びに図面等で整理して、機構対策本部に情報共有をすることによって、円滑な事故対応をすることができた。
- (ウ) 現地対策本部（ERC対応ブース）とERC及び機構対策本部（ERC対応ブース）間の統合原子力防災ネットワーク回線、機構内の機構TV会議システム回線及び一般電話（FAX）の回線が不調により使用できない状況においても、衛星電話及び無線機を用いて機構内の情報共有を行い、機構対策本部からERCへの報告や通報文のFAX 送信を行うことができた。

以上のことから現地対策本部と機構対策本部間における情報共有が適切に対応できたと評価する。

④ 広報対応訓練

<実施内容>

広報班長は、情報収集を行い、現地対策本部内及び機構対策本部と内容を調整したうえで、プレス発表文を作成した。また、模擬記者会見を行い、発生した特定事象について、プレス発表文に基づき発生状況や応急措置の実施状況を説明した。

<評価>

広報班長は、現地対策本部内及び機構対策本部での調整を実施し、適切なプレス発表文を作成することができた。また、発災施設における異常時対応計画書に基づく処置状況を踏まえて、プレス発表開始時刻を調整できた。また、模擬記者会見では、説明や質疑に対する応答が中断することなく進行できたこと及び質問に適切に回答できたことから、広報班員はプレスに対して分かりやすく説明することができ、プレス対応能力が維持されている。

以上のことからプレス文作成及び記者会見に係る広報対応について適切な対応が取れたと評価する。

(2) 機構対策本部における訓練

① 機構内及び ERC との情報共有訓練

<実施内容>

- (ア) 機構対策本部ERC対応ブースは、現地対策本部が発信した情報（機構TV会議システムでの発話内容（ブリーフィング情報含む。）及び書画装置や共有フォルダを用いて共有した「事象進展対策シート」等の視覚情報）を基に、発生事象、EAL判断の根拠、収束対応戦略等に関する内容を収集した。
- (イ) 機構対策本部ERC対応ブースは、書画装置により視覚情報を活用した上で、発生事象、EAL判断の根拠、収束対応戦略等に関する情報をERCに対して提供した。また、EAL判断に伴うERCとの原災法第10条事象確認会議、第15条事象認定会議（以下「10条・15条会議」という。）を実施した。
- (ウ) 機構対策本部は、現地対策本部の地上通信回線が障害により使用できない間、代替手段（現地対策本部：衛星電話、機構対策本部：携帯電話）によって情報共有を継続するとともに、口頭で収集したモニタリング情報やEALの該当予測情報を視覚化して機構対策本部ERC対応ブースへ配布した。また、機構対策本部が原災法第10条通報を作成しERCへ送信した。

<評価>

- (ア) 機構対策本部は、「ERC対応マニュアル」に基づき、現地対策本部から発生事象等に関する情報を機構TV会議システム等の活用によって収集することができた。
- (イ) 機構対策本部ERC対応ブースは、「ERC対応マニュアル」に基づき、「発話ポイント」を意識して発生事象、EAL判断の根拠、収束対応戦略等の情報をERCへ視覚的に分かりやすく共有することができた。また、ERCとの10条・15条会議を遅滞なく実施できた。
- (ウ) 機構対策本部は、通常の通信回線による情報共有ができない場合においても、代替手段による情報共有を継続するとともに、原災法第10条通報を作成しERCへ送信できた。

上記を踏まえ、機構内及び ERC との情報共有に係る所作について習熟が図れているものと評価するが、以下の問題点を抽出したため、改善を行う。

- ・ 通信障害により現地対策本部から通報FAXが送信できない状況下で、機構対策本部がERCへ代替送信した通報FAX（原災法第10条通報）の着信確認において、通報FAXを送信した旨のみの連絡に留まり、概要の説明をしなかった。ERCには複数の事業者から着信確認がある状況下で、どの通報FAXなのか特定しづらい状況が生じた。【12. (2) 問題点①】

10. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価

前回の原子力防災訓練（令和7年1月28日実施）で抽出された改善すべき事項に対する取組状況は以下のとおり。

(1) 現地対策本部

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
・ 問題点① ERC対応ブース担当者は、事象の進展状況及び異常時対応計画に基づく処置情報等をタイムリーに入手できず、事象進展対策状況を逐一把握することが難しい。 <課題>	

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
ERC対応ブースでは、事象進展状況及び処置状況を直接的に情報入手することが難しい配置となっており、ERC対応ブース担当者は事象進展対策状況の確認のため、現地対策本部スタッフ席周辺とERC対応ブース間を行き来していたことから、全体を把握するのに時間を要した。 ＜原因＞ ERC 対応ブースは、現地対策本部と間仕切りしており、ERC 対応ブース担当者は直接的に現地対策本部の情報を収集することができない配置となっていた。	＜対策＞ ERC 対応ブースに、情報共有専用のパソコンを配備し、現地対策本部内で共有される視覚情報及び発話情報を迅速に入手できるようにした。 ＜評価＞ ERC 対応ブース担当者は、配備された情報共有用パソコンを活用し、現地対策本部内で共有されている情報を迅速に入手できたことから、対策が有効であったと評価する。 【9.1(1)④】【完了】
・問題点② 地上通信回線不調時に機構対策本部から代送した通報文（通算第6報）を地上通信回線復旧後に現地対策本部からERCへ再度送付したが、通報文の記載（GE05判断時刻）に誤りがあった。また、機構対策本部から送信した通報文の再送であることの説明を欠いたため、ERC側で通報文の確認と整理に混乱を招いた。 ＜課題＞ 地上通信回線復旧後に現地対策本部から再度送付した通報文を機構対策本部からERCへ代送した通報文と照合しなかった。また、再送したものであることの識別をしていなかった。 ＜原因＞ 地上通信回線不調時及び地上通信回線復旧後における通報文の送信方法、着信確認の仕方や識別の方法等の手順を明確にしていなかった。	＜対策＞ 地上通信回線不調時及び地上通信回線復旧後に受信側に混乱を生じさせない通報ができるよう通報文の送信方法、着信確認の仕方や識別の方法等の手順及び内容等をルール化した。 ＜評価＞ 通報連絡班は、地上回線復旧後に機構内共用サーバーを活用して機構対策本部が代送した通報文を確認した上で、次の通報文を作成した。また、通算で何報、通報文を発信したかを確認した上で、正しい順番で識別（第〇報）を記載した通報文を発信できた。 【9.2(1)①】【完了】

（2）機構対策本部

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
・問題点① 機構対策本部は現地対策本部との通信が衛星電話のみとなった場面で、モニタリングカーの測定結果をタイムリーに ERC へ提供できなかった。	

前回の防災訓練で抽出された改善点	取組状況
＜課題＞ 機構対策本部は、現地対策本部との通信が衛星電話のみ可能な場面において、モニタリング情報をタイムリーにERCへ情報共有できなかった。 ＜原因＞ 衛星電話を用いた情報共有において、現地対策本部の担当者から発信すべき事項が十分に定まっておらず、事故に関する情報、モニタリング情報など多岐にわたる情報を的確に収集、整理しきれなかった。また、衛星電話で得られた情報を視覚化する着意が足りなかった。	＜対策＞ 地上通信回線不調時など、視覚情報の収集手段が限られる場合において、口頭で情報収集できるように現地対策本部の担当者が発信すべき事項を整理し、タイムリーにERCへ情報を提供できるようにルール化した。また、情報班が収集したモニタリング情報やEALの該当予測情報などをグラフ等で視覚化することをマニュアルに反映した。 ＜評価＞ 機構対策本部は、現地対策本部との通信が衛星電話のみ可能な場面においても、モニタリング情報を口頭で収集し、視覚化を行い、機構対策本部 ERC 対応ブースから ERC へ情報共有することができた。このことから、改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。【9.2(2)①】【完了】
・問題点② 現地対策本部の地上通信回線が不調の場面において、機構対策本部が代わりに通報連絡した通報文について、地上通信回線復旧後に現地対策本部へ共有できなかった。 ＜課題＞ 地上通信回線復旧時、機構対策本部が代行して通報連絡した通報文を拠点へ共有しなかった。（地上通信回線復旧後速やかに拠点へFAX文を共有し、現地対策本部内で通算第6報と照合できれば誤った内容を発信することを防げた。） ＜原因＞ 機構対策本部の構成員が通報文を代行して送付した後、地上通信回線復旧後に通報文を現地対策本部に共有するルールになっていなかった。	＜対策＞ 地上通信回線不調時に機構対策本部が代行して発信した通報文は、地上通信回線復旧後に機構内共用サーバーを活用して現地対策本部へ共有することをルール化した。 ＜評価＞ 機構対策本部は、代行して発信した通報文を、地上通信回線復旧後に機構内共用サーバーを活用して現地対策本部へ共有することができた。このことから、改善を図った事項が有効に機能しているものと評価する。【9.2(2)①】【完了】

1 1. 訓練全体の評価結果

1 項の訓練目的に示す「原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能すること」及び「前年度から改善を図った事項の有効性の確認」については、「2. 達成目標」に対する以下の評価結果から概ね達成できたと評価する。

(1) 現地対策本部

- ① 現地対策本部は「事象進展対策シート」を用いて、視覚情報により最悪の事態の想定を含めたタイムリーな情報提供ができること。

(主な検証項目：現地対策本部長及び現場対応班は、応急措置のステップ毎に作業開始及び終了に関する情報を「事象進展対策シート」等を用いて、視覚情報により最悪の事態の想定を含めた情報提供ができること。)

- ・ 現地対策本部長及び現場対応班は、応急措置のステップ毎に作業開始及び終了に関する情報を「事象進展対策シート」、「発生事象状況確認シート」、図面等を用いて、視覚情報により最悪の事態の想定を含めた情報を提供することができた。【9.2(1)③】

- ② 現地対策本部又は現場対応班は、EAL 事象の他に自然災害が発生しても適切に対応できること。

(主な検証項目：現地対策本部長及び現場対応班は、EAL 事象の他に自然災害が発生した場合においても緊急時対応を適切に実施できること。)

- ・ 現地対策本部及び現場対応班は、地滑りにより、センターへの交通道路に影響を及ぼす事象が発生しても、迅速に情報を収集するとともに、その影響を評価することができた。

【9.1(1)⑦】

- ③ 前年度訓練の課題に対する改善策が有効に機能していること。

- ・ 「10. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価」を参照。

(2) 機構対策本部

- ① 機構対策本部の ERC 対応ブースの統括者及び発話者の対応について習熟が図れること。

【第1部訓練】

(主な検証項目：機構対策本部 ERC 対応ブースの統括者及び発話者が連携し、「発話ポイント」を意識した ERC との情報共有ができること。)

- ・ 機構対策本部 ERC 対応ブースの統括者は、「ERC 対応マニュアル」に基づき、発話者に対して ERC へ提供すべき情報の指示ができた。また、情報収集担当者に対して機構内への情報収集を指示できた。発話者は「ERC 対応マニュアル」に基づき、書画装置により「事象進展対策シート」等を活用した上で、プラント情報、収束対応戦略等に関する情報を ERC へ共有できた。上記から、統括者及び発話者の ERC 対応に係る技能の習熟が図れていることを確認できた。【9.1(2)①】

- ② 現地対策本部との地上通信回線が不調により使用できない状況においても、代替措置により情報共有を継続するとともに、現地対策本部の支援ができること。【第2部訓練】

(主な検証項目：現地対策本部との地上通信回線が不調により使用できない状況においても、衛星電話により情報共有を継続するとともに、原災法第10条に基づく通報連絡を機構対策本部が代行できること。)

- ・ 機構対策本部は、代替措置により現地対策本部との情報共有を継続するとともに、定められた手順に基づいて通報連絡を代行することで現地対策本部を支援した。上記から地上通信回線不調時の対応の習熟が図れていることを確認できた。【9.2(2)①】

- ③ 前年度訓練の課題に対する改善策の有効性を確認すること。

- ・ 「10. 過去の訓練を踏まえた改善点の評価」参照。

1 2. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

今回の防災訓練において抽出された改善点は、以下のとおりである。

(1) 現地対策本部

・問題点①

連絡責任者が作成・発信した通算第1報（事故等発生連絡票（第1報））の記載内容の5. 状況（発生時刻）について、誤記が発生した。【9.1(1)②(ア)】

<課題>

連絡責任者が発信した通報内容について、正確性を欠いた。

<原因>

① 使用した通報文様式

連絡責任者は、第1報（入手次第直ちに通報連絡する情報は15分以内を目標に発信）の発信を急いでいたため、古い入力内容が残っていた通報文様式（データ）を用いて通報文案を作成した。

② 通報文の確認方法

通報文案作成後の正しい情報（現場から受信した電話メモ）との確認において、項目「1. 発生日時」で入力内容が正しいことを確認したが、以降の項目「5. 状況」では、発生時刻の確認が漏れ古い入力内容が残った。

<対策>

① 連絡責任者のPCには、ブランクの通報文様式のみを格納することとし、古い入力内容が残っている通報文様式（データ）は保存しない。

② 通報文案作成後の正しい情報との確認においては、急いでも各項目の確認漏れが生じないよう確認方法を具体化*し、今後の訓練を通じて習熟を図る。

* 記載事項確認用テンプレート（通報文各項目の必須記載事項及び記載例、注意事項を記載した透明フィルムシート）を作成し、通報文案の上に重ねて確認することにより、記載内容の確認漏れを防止する。

・問題点②

事象案件に係る処置事項（発災事象に係る応急措置、問い合わせなど）が集中すると、現場指揮所の指揮を取る現場対応班長の負担が圧迫され、主に現場内容の確認、設備点検、QAへの対応等が円滑に運営できない状態となっていた。【9.1(1)④】

<課題>

応急措置に係る現場指揮所の負担集中に伴い、現場確認、設備点検、問い合わせ対応が円滑に進められない状況となっていた。

<原因>

現場対応班長の業務をサポートする体制が脆弱となっていた（班長の代理者は3名定めているが、2名は別の施設の現場指揮所にいたため、直接サポートすることが難しかった。）。

<対策>

現場対応班長のサポート体制を強化するため、現状2箇所の現場指揮所に分散配置している現場対応班を1箇所の現場指揮所に集め、活動が行えるよう関連マニュアル（現場対応班活動マニュアル）を改訂する。また、今後の訓練を通じて班員の対応能力向上を図る。

(2) 機構対策本部

・問題点①

通信障害により現地対策本部からFAXが送信できない状況下で、機構対策本部がERCへ代替送信したFAX（原災法第10条通報）の着信確認において、FAXを送信した旨のみの連絡に留まり、概要の説明を実施しなかった。ERCには複数の事業者からFAXの着信確認がある状況下で、どのFAXなのか特定しづらい状況が生じた。【9.2(2)】

<課題>

相手に伝わる形でのFAXの着信確認を実施できなかった。

<原因>

機構対策本部からERCへFAXを代替送信する場合の方法については昨年度から明確化してきたところであるが、FAXの着信確認の方法については明確に定めておらず担当者個人の対応に委ねていた。

<対策>

着信確認においては、担当者がFAXの情報（誰が【機構本部が】、何を【原災法第10条通報を】、記載内容の概要【〇時〇分EAL〇を判断した】）を簡潔に連絡できるように標準化*し、今後の訓練を通じて習熟を図る。

- * ① 着信確認方法を FAX 送信機器周辺に掲示する。
- ② マニュアルに着信確認方法について明確化し反映する。

以 上

防災訓練の結果の概要（個別訓練）

1. 訓練の目的

人形峠環境技術センター原子力事業者防災業務計画に定める原子力事業所災害対策支援拠点（以下「支援拠点」という。）の機能及び原子力事業所災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を含む機構の支援体制の妥当性を確認することを目的として、人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）で原子力災害が発生し、周辺環境のモニタリングについて支援要請を行う事態を想定した訓練を実施した。

2. 実施日時

令和 7 年 11 月 13 日（木）13:30～15:30

3. 実施評価の体制及び参加者

(1) 実施体制

詳細は、「添付資料」のとおり。

(2) 評価体制

(1)項の実施体制のとおり。

(3) 参加者

(1)項の実施体制のとおり。

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

ウラン濃縮原型プラント（核燃料物質加工施設）における火災発生により、管理区域外に放射性物質が放出され、施設敷地緊急事態（SE05）、全面緊急事態（GE05）へ進展する事態を想定

5. 防災訓練の項目

個別訓練（その他の訓練）

6. 防災訓練の内容

支援本部との連携訓練

7. 訓練結果の概要及び個別評価

(1) 訓練結果の概要

- ① 警備・消防対応班員は、支援拠点に到着した支援要員に対して、センター内の発災事象及び対応状況の説明を行った。また、支援拠点の機構 TV 会議システムの立上げ及び支援本部との接続を行った。
- ② 安全管理班員は、支援要員に対して空間線量率、空气中放射性物質濃度等に関する放射線状況の測定及び環境モニタリング計画について説明。環境モニタリングの実施場所及びスクリーニング場所の選定後、測定点に向かうよう指示した。

- ③ 支援要員は、環境モニタリングにおいて使用する資機材、必要な装備及び報告様式等を準備した。
- ④ 支援要員は、必要な装備を装着し、現地対策本部が用意した地図（上齋原地区及び測定点までの経路、測定点の緯度及び経度情報が記載された図面）を用いて、支援本部の車両で測定点（センター東門前）に移動した。
- ⑤ 支援要員は、環境モニタリング計画に沿って環境モニタリングを実施後、支援拠点に戻り、安全管理班員に測定状況及び空間線量率の測定データを報告するとともに、環境中放射性物質濃度測定用に採取したろ紙を提供した。
- ⑥ 安全管理班員は、支援要員からの測定結果等の報告を受け、情報の整理や評価を行い、機構 TV 会議システムにて現地対策本部及び支援本部に環境モニタリングの結果報告を行った。

(2) 確認項目及び評価

① 支援要員等への情報共有

【確認結果】

- ・ 現地対策本部から支援拠点に派遣された警備・消防対応班員は、支援拠点の機構 TV 会議システムを速やかに立ち上げ、機構内で情報共有が行える環境を整えた。
- ・ 現地対策本部から支援拠点に派遣された安全管理班員は、支援本部から派遣された支援要員に対して、発災事象の状況、放射線状況等の情報を正確に伝達した。

【評価】

上記より、支援拠点の情報共有ツールを速やかに立ち上げ、センター要員と支援要員との間で発災事象の状況及び放射線状況に関する情報が正確に共有されたことから、支援要員に対する情報共有は適切に実施されたと評価する。

② 支援活動（環境モニタリング）の実施

【確認結果】

- ・ 支援要員は、現地対策本部が策定した「環境モニタリング計画」に基づき、測定に使用する資機材等の情報を把握し、具体的な実施場所（測定点）を選定した。
- ・ 支援要員は、「環境モニタリング計画」に従い、指示された環境モニタリングを確実に実施した。なお、使用した資機材は、整備により機能が維持されておりマニュアルの不備も無く支障なく使用できた。
- ・ 支援要員は、環境モニタリング終了後、速やかに実施結果を支援拠点に提供した。

【評価】

上記より、関係部署の連携により支援活動（環境モニタリング計画に基づいたモニタリング）が適切に実施できることを確認したことから、支援体制は機能していると評価する。一方で以下の問題点等が確認されたことから改善を行う。

- ・ 「環境モニタリング計画」に記載している測定点の GPS 情報に誤りがあったため、車両ナビで目的地（測定点）を正しく設定することができなかった（測定点の GPS 情報を正しい値に改正する）。

- ・ 測定作業をより迅速且つ確実にを行うため、有識者向けの「簡易取扱書」及び測定機の操作手順に対応した「チェック表」を整備しておくことが望ましい（前記の「簡易取扱書」及び「チェック表」を作成し配備する）。

③ 支援活動結果の共有

【確認結果】

支援拠点で確認した環境モニタリング結果は、可視化した上で機構 TV 会議システムおよび電子メールにより、関係各所（現地対策本部、機構対策本部）へ提供した。

【評価】

上記より、環境モニタリングの結果は、可視化して機構 TV 会議システム及び電子メールにより、関係個所に情報共有されたことから、情報共有体制は機能していると評価する。

④ 昨年度の改善事項の確認

（ア）保有資機材情報の共有

【確認結果】

支援活動（環境モニタリング）に必要な資機材の準備（手配）を円滑に行うため、事前に支援拠点及び支援本部間で保有する資機材リストを共有できていた。

【評価】

支援本部が保有する資機材がリスト化されていたことで、支援活動に必要な資機材の情報が双方で把握でき、役割分担及び資機材準備を円滑に進めることができた。以上より、支援本部が持参する資機材を事前に共有する仕組みは適切に整備されており、本改善は有効に機能したと評価する。

（イ）測定者及び資機材のスクリーニングエリアの設定

【確認結果】

支援拠点における放射性物質のクロスコンタミを抑えるため、周辺環境や屋外作業員等の汚染情報を踏まえ、環境モニタリング実施後、支援拠点において測定者及び資機材（車両、測定器）のスクリーニング場所の設定を行うと共に、身体汚染検査及び車両汚染検査を確実に実施していることを確認した。

【評価】

支援拠点の周辺環境や屋外作業員等の汚染情報を踏まえ、適正な場所にスクリーニング場所の設定を行うと共に、身体汚染検査及び車両汚染検査を確実に実施することができた。以上より、本改善は訓練において有効に機能したと評価する。

8. 訓練結果の総評

支援本部との連携訓練の結果、関係者の情報共有や支援活動（環境モニタリング）が円滑に遂行できたことから、支援本部を含む機構の支援体制の妥当性を確認した。このことから後方支援活動を行うための体制が整備されていると評価する。

以 上

原子力緊急事態支援組織との連携訓練

- ・実施日：令和7年11月13日（木）13:30～15:30
- ・参加人数：10名（敦賀事業本部 3名、人形峠環境技術センター 7名）

概 要	実施体制 (①実施責任者、②実施担当者、③評価者)	評価 結果	当該期間中の改善点	今後の原子力災害対策 に向けた改善点
支援本部との連携訓練 ・支援要員等への情報共有 ・支援活動（環境モニタリング）の実施 ・支援活動結果の共有 ・昨年度の改善事項の確認	【支援本部（敦賀事業本部）】 ①安全・品質保証課長（情報専任者） ②安全・品質保証課員 1 名及び環境監視課員 1 名（モニタリング要員） ③該当なし 【現地対策本部（人形峠環境技術センター）】 ①保安全管理課長（情報専任者） ②保安全管理課員 4 名（モニタリング要員、支援要員の汚染検査要員、更衣及び使用済の防護服等の仮保管要員、支援拠点の立上げ・運営要員） ③保安全管理課マネージャー及び技術主幹	良	・「環境モニタリング計画」の GPS 情報に誤りがあったため、車両ナビで測定点を正しく設定できなかった ・測定作業をより迅速且つ確実に行うため「簡易取扱書」及び「チェック表」を整備しておくことが望ましい	・測定点の GPS 情報を正しい値に改正 ・「簡易取扱書」及び「チェック表」を作成し配備 ・練度向上のため継続して連携訓練を実施